	(三)　乗り場の戸の遮煙構造	気密材の状況	目視により確認する。	劣化、破損等があること。
		気密材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
		停電時の戸閉機能の状況	戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
		火災時の戸閉機能の状況	制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
		戸閉時間の状況（戸の面積が三平方メートル以内のものに限る。）	戸の閉鎖時間を確認する。	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号イの規定に適合しないこと。
	(四)　昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	構造及び設置の状況	目視により確認する。	特殊告示第一第二号の規定に適合しないこと。
	(五)　屋上と昇降路の開口部の戸（ヘリポート用エレベーターに限る。）	可燃物の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の七第二号の規定に適合しないこと。
	(六)　屋上の柵及び警報装置（ヘリポート用エレベーターに限る。）	柵の設置及び警報装置の作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第八号ロの規定に適合しないこと。
	(七)　制御盤扉（三方枠の一部に収納されたものに限る。）	構造及び設置の状況	目視及び触診により確認する。	制御盤扉がないこと、破損していること又は施錠若しくは解錠ができないこと。
六　ピット	(一)　保守用停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号への規定に適合しないこと、作動時にかごが動く又は自己保持しないこと。
	(二)　底部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第一第三号への規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が下降運転できること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(三)　下部ファイナルリミットスイッチ及びリミットスイッチ（強制停止スイッチ（間接式のエレベーターに限る。）	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第五第二号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあっては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあっては昇降機が下降運転できること。
		ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかごと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合にあってはかごが緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあってはストロークの二分の一を超えるまでに作動しないこと。
		リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(四)　緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第四第二号又は第五第二号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		作動の状況（油入式のものに限る。）	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する。	九十秒以内に復帰しないこと。
		油量の状況（油入式のものに限る。）	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ　油量が適量でないこと。 ロ　ドレン部から油漏れがあること。
	(五)　張り車（間接式のエレベーターに限る。）	作動の状況	目視及び聴診により確認する。	かごの走行中の異常音、異常な振動等により運行に支障が生じていること。
	(六)　ピット床	取付け及びピット床等とのすき間の状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること。
		汚損及び防水の状況	目視により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
		冠水の状況	目視により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
		ピット内機器の状況	目視及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。